

# 協議会の規約改定について

# 減災対策協議会の規約改定

## ■水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

- ・平成30年7月豪雨を受け、中央防災会議防災対策実行会議の下で、平成30年12月26日に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」がとりまとめられた。
- ・この報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言された。
- ・この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなった。

### 【取組内容】

- ① 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施
- ② 地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置
- ③ 協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有

## ■「大規模減災協議会」への国土地理院 四国地方測量部の参画

- ・地方自治体支援(洪水ハザードマップ作成などの事前防災、リエゾン派遣、災害査定効率化)、迅速な被害状況の把握、TEC-FORCE活動等において、四国地方整備局と四国地方測量部の間で連携強化を図る。

## ■「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約」の改定

### ➤ 協議会・幹事会の構成員の見直し

- ・協議会の構成員に、国土地理院 四国地方測量部長を追加
- ・幹事会の構成員に、国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官および県・市町の高齢者福祉部局 課長を追加

# 減災対策協議会の規約改定

別表 1

(協議会)

丸亀市長

坂出市長

善通寺市長

宇多津町長

琴平町長

多度津町長

まんのう町長

香川県 危機管理総局 危機管理課長

香川県 土木部 河川砂防課長

香川県 中讃土木事務所長

気象庁 高松地方気象台長

国土地理院 四国地方測量部長

四国地方整備局 香川河川国道事務所長

(アドバイザー)

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター長

別表 2

(幹事会)

丸亀市 危機管理課長

丸亀市 建設課長

丸亀市 高齢者支援課長

坂出市 危機監理室長

坂出市 地域包括支援センター長

善通寺市 防災管理課長

善通寺市 高齢者課長

宇多津町 危機管理課長

宇多津町 保健福祉課長

琴平町 総務課長

琴平町 企画防災課長

琴平町 住民福祉課長

多度津町 総務課長

多度津町 高齢者保健課長

まんのう町 総務課長

まんのう町 福祉保健課長

香川県 危機管理総局 危機管理課長補佐

香川県 土木部 河川砂防課長補佐

香川県 健康福祉部 長寿社会対策課長補佐

香川県 中讃土木事務所 防災・監督主幹

気象庁 高松地方気象台 水害対策気象官

国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官

四国地方整備局 香川河川国道事務所 副所長

(アドバイザー)

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター  
地域強靱化研究センター